

「補助金の適正化に関する指針」に基づく見直しについて

行政運営における補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づき政策的な判断のもと交付しているところですが、当初の設置目的や方法が社会経済情勢等の変化や市民ニーズを踏まえて適正か等、定期的な見直しが必要です。本市では「補助金の適正化に関する指針」に基づき見直しを進めているところですが、平成30年に実施した包括外部監査において、この指針に基づく運用が適正に図られていないケースが指摘されています。

つきましては、この際すべての補助金について指針に基づく統一した視点での一斉評価を実施し、見直しを図ることとします。

記

補助金見直し要領の概要（詳細は要領の準備ができ次第別途通知します。）

1. 趣旨（現状と課題）

- ・補助金の効果等が十分に評価・検証をされないまま制度が継続されている。
- ・補助金等をより効果が発揮できる制度へと見直していくことや、費用対効果が低くなった補助金等の廃止・縮小を進めることにより、限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていく。
- ・公益性、公平性及び透明性を確保し、補助金等の適正化を図っていく。
- ・消費税の仕入税額控除の対象となる事業者の場合、補助事業において支払った消費税も支払い消費税の対象となり、自ら負担したわけでない補助金分の消費税も仕入税額控除を受けるケースがある。（ポイント：消費税を補助対象経費に含めない場合は可、または、仕入控除税額分を返還する根拠条項や運用がある場合は可）

2. 評価・見直しの対象

甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）第2条第1項に掲げるもののうち、次の①及び②において負担金及び国の補助金交付要綱等で定める負担率に相当する市補助金を除く全てのもの。

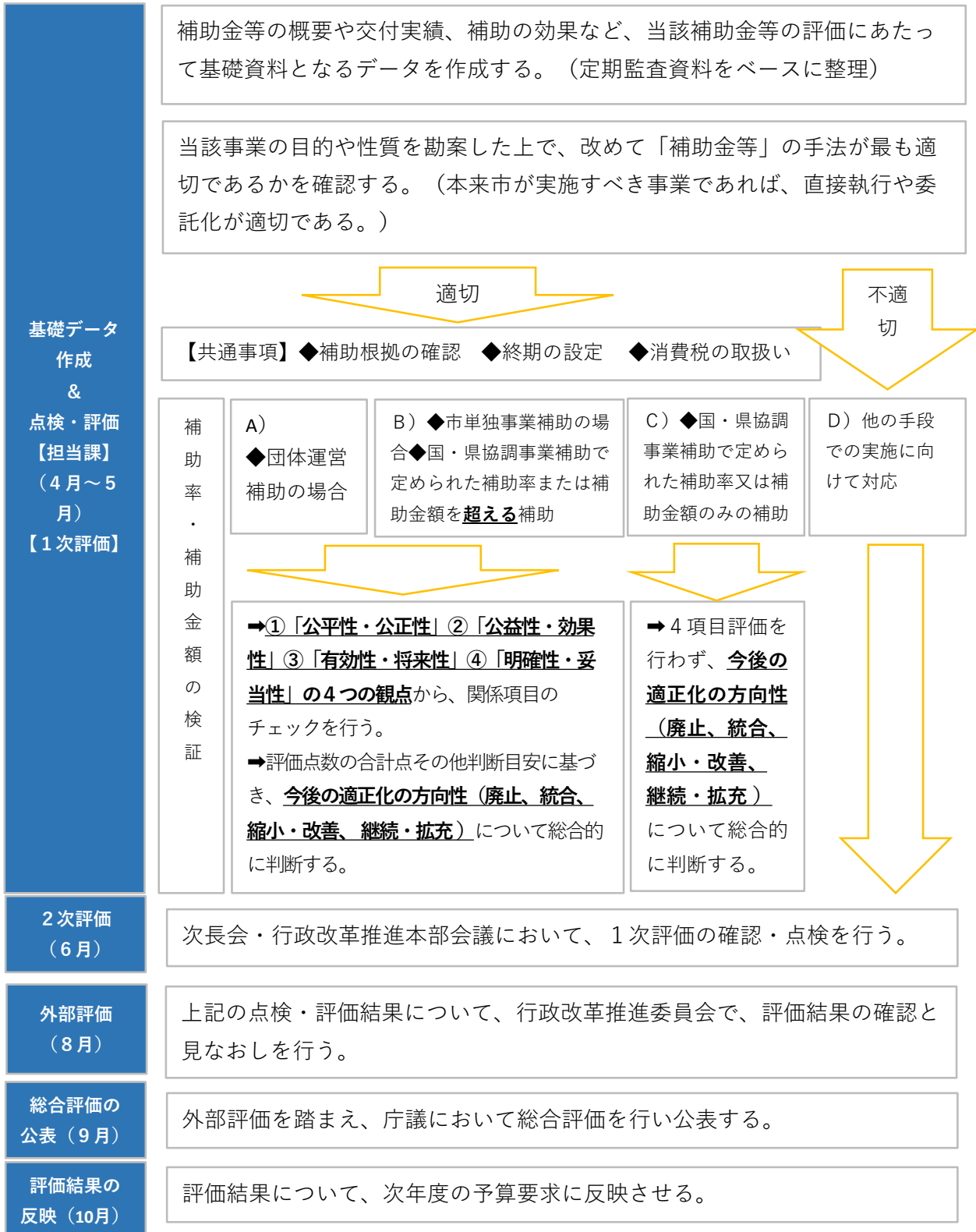
- ①令和3年度定期監査において報告（予算化）した補助制度（必須）
- ②現在実質運用していない補助制度（廃止検討）

3. 平成30年度包括外部監査結果（テーマ補助金）の概要

区分	主な指摘・意見の内容
「甲賀市補助金の適正化に関する指針」に沿った見直し	指針に基づく補助金見直しの検討が適切に行われていない
終期の設定	終期ありは監査対象のうち約10%のみ
補助基準の明確化	補助対象経費が定められていない ・金額の根拠が不明確 ・補助金の目的が不明確
団体運営費補助となっている	事業補助への転換の検討

区分	主な指摘・意見の内容
例外的に団体運営費補助無しでは運営が困難な場合	補助事業者全体の決算書分析、費用負担の妥当性の検証・終期設定
補助金額確定の審査	実績の妥当性の検証

4. 今後の見通しと調査の概要



※当面の間は、上記方法で見直しを行い、以降は定期サイクル(3年程度)で行う。